立山黒部アルペンルート（雪の大谷）
宇奈月温泉



黒部ダム（イメージ）



雪の大谷（イメージ）

日時	行　　程	食事
１日目	＜貸切バス＞ 高山＝＝＝飛騨＝＝＝ますのすし本舗源/昼食＝＝＝ 9:30　　12:00～12:50 ＝＝＝富山県中央植物園/見学＝＝＝YKKAP 技術館/見学＝＝＝ 13:10～14:00　　15:00～16:00 ＝＝＝＝＝宇奈月温泉（泊） 16:15 頃	朝食：× 昼食：○ 夕食：○
２日目	＜貸切バス＞　≪立山ケーブルカー≫　≪立山高原バス≫ ホテル＝＝立山駅＝＝＝＝＝＝＝＝美女平＝＝＝＝＝室堂/昼食＝ 8:00　　9:40 発 ≪立山トンネル電気バス≫　≪立山ロープウェイ≫　≪黒部ケーブルカー≫ ＝＝＝＝＝＝＝＝大観峰＝＝＝＝＝＝＝＝黒部平＝＝＝＝＝＝＝＝ 12:30～14:00　　19:00 頃 ≪徒歩約 15 分≫　≪関電トンネル電気バス≫　＜貸切バス＞ ＝＝黒部湖・・・・・黒部ダム＝＝＝＝＝＝＝＝扇沢駅＝＝＝＝ 14:51 着 ＝＝＝飛騨＝＝＝高山 18:30 頃	朝食：○ 昼食：○ 夕食：×

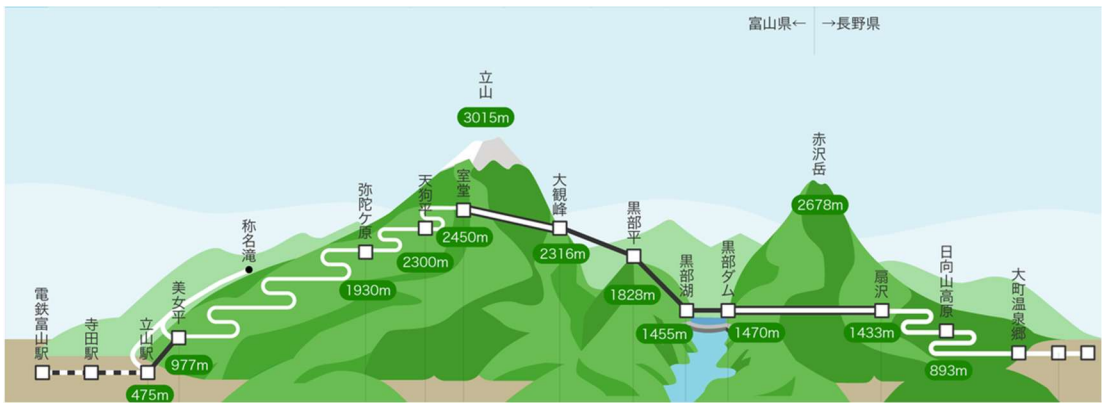
■交通状況や天候等により時間・行程が変更になる場合がございますので予めご了承ください

出発日 2027 年	０５月２５日（火）	
ご旅行代金 （お一人様）	２名 一室	７２，０００円

◆最少催行人員：１６名
◆食事条件：朝１回／昼２回／夕１回
◆添　乗　員　：全行程安心の添乗員が同行します。
◆宿泊ホテル：延対寺荘
◆利用バス会社：丹生川観光



みくりが池（イメージ）



立山黒部アルペンルート

岐阜県知事登録旅行業第 2-129 号（一社）全国旅行業協会会員（一社）日本旅行業協会準会員

お問合せ
お申込は

株式会社 たびの恵み
（旧 市民時報旅行株式会社）

受付時間　９：００～１７：３０
（定休日　土曜・日曜・祝祭日）

フリーダイヤル　０１２０－１１７－２７７

〒506-0802　　岐阜県高山市松之木町 1237-1

総合旅行業務取扱管理者　　熊崎　克彦

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ね下さい。

国内企画旅行取引条件説明書面(抜粋)　詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し致しますのでご確認の上お申し込み下さい。

1. 募集型企画旅行約款
①この旅行は株式会社たびの恵み（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
この条件書に定めのない事項は当社募集型企画旅行業約款によります。当社募集型企画旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。この書面は旅行業法第12条の４による旅行取引条件書です。また、旅行契約が成立した場合は、旅行業法12条の5により交付する契約書面の一部になります。
②当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
2. 旅行のお申し込み
別紙、旅行申込書に必要事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。
電話・郵便・FAX等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込手続きをお願い致します。
3. 申込金（各旅行代金とも旅行代金全額を申し受けることが可能です）
お一人様あたり20,000円（旅行契約は当杜が契約締結を承諾し申込金を受理した時に成立するものとします。）
残金は旅行開始日の前日からさかのぼって8日前にあたる日より前にお支払い下さい。
4. 最少催行人員
最少催行人員に満たない場合は旅行を中止する場合がありますが、この場合は出発14日前（日帰り旅行は4日前）までにご連絡いたします。
5. 旅行代金に含まれているもの
旅行日程に明示された以下のもの
（1）旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食事料金、観光料金、宿泊料金（税、サービス料金を含む）。
（2）添乗員が同行する場合は、添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。
6. 上記5のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
個人的性質の交通費、宿泊費、クリーニング代、追加飲食等の諸費用及びそれに伴う税・サーピス料金、傷害・疾病に関する医療費、旅行条件に定めた宿泊施設の指定部屋における定員以下利用にかかる追加代金、希望者のみ参加するオプショナルツアー費用、自由行動中の諸費用など。
7. 取消料
お申込の後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対してお一人につき次の取消料をお支払いいただきます。またお客様のご都合により、途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	２０日目にあたる日以降８日目にあたる日まで 日帰り旅行にあっては１０日前～８日前	７日目にあたる日以降２日目にあたる日まで	ご旅行前日	ご旅行当日	旅行開始後および当日の無連絡不参加
宿泊コース	ご旅行代金の２０％	ご旅行代金の３０％	ご旅行代金の４０％	ご旅行代金の５０％	ご旅行代金の１００％
日帰りコース	ご旅行代金の２０％	ご旅行代金の３０％	ご旅行代金の４０％	ご旅行代金の５０％	ご旅行代金の１００％

8. 旅行内容･旅行代金の変更
天災地変、運送、宿泊機関のサービスの提供の中止など当社の関与し得ない事由で、また運送機関の運賃・料金の大幅な改定により旅行内容・旅行代金を変更する場合があります。尚お客様のお申し出により旅行内容の変更がある場合は別途所要経費をいただきます。また運送・宿泊機関の利用人員により旅行代金が異なる場合、お客様の都合で利用人員が変更になったときは旅行代金を変更することがあります。
9. 特別補償
国内募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ外来の事故により、生命、身体又は荷物に被られた一定の損害については、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
10. 当社の責任
当社は故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害を賠償します。ただし、損害発生日から2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。手荷物について生じた損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生日から21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。(注：天変地異、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故・火災による旅行日程の変更・中止、運送機関の遅延、欠航、スケジュール変更、食中毒、自由行動中の事故、盗難、官公署の命令又は伝染病による隔離は該当しません。)
11. お客様の責任
お客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った時にはお客様へ損害の賠償を申し受けます。
12. 旅程保証
当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合は旅行代金に一定の率を乗じた変更補償金を支払います。
13. 確定書面の交付（最終旅行日程表）
当社は旅行開始日の前日までに最終日程表（旅のしおり）をお渡し致します。お渡し方法は郵送を含みます。
14. その他
①当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。
②この旅行条件は、令和5年4月1日現在を基準としております。
また旅行代金は令和5年4月1日現在有効なものとして公示されている運賃料金・適用規則を基準として算出しています。
15. 個人情報の取扱について
①株式会社たびの恵み（以下「当社」）およびご旅行をお申込いただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込の際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配のためにご利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
②上記のほか、当社の個人情報の取扱に関する方針は、当社の店頭またはホームページでご覧下さい。